

鳴門市創業促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 鳴門市内での創業を促進し、市の産業の活性化を図ることを目的として、市内で新たに創業する者に対し、その創業に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、交付については、鳴門市補助金等交付条例（平成13年鳴門市条例第36号。）及び鳴門市補助金等交付条例施行規則（平成14年鳴門市規則第1号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所等を設け創業し、かつ、市内に住所を有する個人又は本社所在地を市内に有する法人
- (2) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定する創業支援事業計画の認定を受けた市区町村から特定創業支援事業による支援を受けた者
- (3) 補助金の交付申請をする年度の末日の前日までに、税務署に開業届又は法人設立届出書を提出した者
- (4) 市町村民税を滞納していない者
- (5) 過去にこの補助金を受けていない者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別表の事業に該当しないこと。
- (2) フランチャイズ契約若しくはチェーンストア又はこれらに類する契約に基づく事業でないこと。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に該当する子会社でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の開始に必要な次に定める経費とする。

- (1) 事業の用に供する土地又は建物の購入費又は賃借料
- (2) 事業所の増改築又は改修に要する経費
- (3) 設備又は備品の購入費
- (4) 広告宣伝費
- (5) 法人設立時の登記に要する経費
- (6) その他市長が適当と認める経費

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助対象期間等)

第5条 補助の対象となる期間は、補助金交付決定年度の4月1日から3月31日までとし、かつ開業日又は法人設立日の前後6か月以内とする。

(事業計画の認定申請)

第6条 第9条の規定による交付申請をしようとする者は、市長に対し別途本市が定める期間に鳴門市創業促進事業計画認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して提出し、市長から補助事業に係る事業計画(以下「事業計画」という。)の認定を受けなければならない。

- (1) 鳴門市創業促進事業計画書(届出書)(様式第2号)
- (2) 第2条第2号に規定する要件に該当することを証明するもの
- (3) 市税を滞納していないことを証明する資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項による認定申請に添付すべき書類のうち、事業計画の認定上特に必要がないと認めるものについては、省略させることができる。

(検討委員会)

第7条 市長は、事業計画の認定にあたり、その適否について鳴門市中小企業施策検討委員会(以下「検討委員会」という。)において委員の意見を聴取する。

2 検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(事業計画の認定)

第8条 市長は、第6条の規定による認定申請書の提出を受けたときは、前条第1項の規定により聴取した意見を踏まえ、その適否を決定し、適当であると認めるときは、鳴門市創業促進事業計画認定通知書(様式第3号)により当該認定申請書を提出した者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により聴取した意見を踏まえ、事業計画の認定が適当でないとき、事業計画を認定しない旨を認定申請書を提出した者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 前条第1項の規定により事業計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、鳴門市創業促進事業補助金交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 認定事業者は、第6条の規定により提出した添付書類の記載事項に変更があったときは、交付申請書に変更後の書類を添付しなければならない。

(審査及び補助金額の決定)

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、補助金交付の可否及び補助金額を決定するものとする。

(決定通知)

第 1 1 条 市長は、補助金交付の可否及び補助金額を決定したときは、鳴門市創業促進事業補助金交付決定通知書(様式第 5 号)により、速やかに認定事業者へ通知するものとする。

(実績報告及び補助金の請求)

第 1 2 条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業を完了したときは、速やかに鳴門市創業促進事業補助金実績報告書兼補助金請求書(様式第 6 号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 実施状況写真及び事業経費の領収書の写し
- (2) 開業届出書又は法人設立届出書の写し
- (3) 収支決算書(様式第 7 号)

2 実績報告書の提出の期限は、補助金の交付決定のあった年度の末日までとする。

(補助金の額の確定及び交付)

第 1 3 条 市長は、前条に定める報告を受けたときは、その内容を審査するとともに必要に応じて調査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付を適当と認めるときは、鳴門市創業促進事業補助金確定通知書(様式第 8 号)により通知し、補助金を交付するものとする。

(事業状況報告)

第 1 4 条 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から 3 年間、補助事業の成果に係る毎年度の状況について、鳴門市創業促進事業補助金事業状況報告書(様式第 9 号)により市長に報告しなければならない。

(帳簿及び関係書類の整理・保管)

第 1 5 条 補助事業者は、収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(財産の処分及び管理)

第 1 6 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年を経過する以前に補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ鳴門市創業促進事業補助金財産処分承認申請書(様式第 1 0 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が 5 0 万円未満のものは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより当該補助事業者へ収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

3 補助事業者は、補助事業が完了した後も当該事業により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。

(重複交付の禁止)

第17条 補助事業者が当該補助事業について、国、県等の他の補助金の交付を受けた場合は、本要綱に基づく当該年度の補助金は交付しないものとする。

(事務所の移転)

第18条 補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業完了後5年未満で事務所を市外へ移転する場合には、補助金を全額返済しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月24日から施行する。

別表(第3条関係)

助成対象外事業
(1) 農業
(2) 林業及び狩猟業
(3) 漁業
(4) 金融業及び保険業(生命保険媒介業、損害保険代理業及び損害査定業を除く。)
(5) 不動産業
(6) 娯楽業のうち風俗関連営業
(7) 競輪、競馬等の競争場又は競技団
(8) パチンコホール
(9) ビンゴゲーム場、射的場及びスロットマシン場
(10) 場外馬券売場及び場外車券売場
(11) 競輪競馬等予想業
(12) 芸業・芸周旋業
(13) 集金業及び取立て業(公共料金又はこれに準ずるものに関するものを除く。)
(14) 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主に行うもの
(15) 易断所及び観相業
(16) 相場案内業
(17) 病院
(18) 一般診療所
(19) 歯科診療所
(20) 助産業及び看護業
(21) 歯科技工所
(22) 獣医業
(23) 学校(学校法人が経営するもの)
(24) 社会保険・社会福祉・介護事業(法人が経営するもの)
(25) 宗教、政治、経済、文化その他の非営利事業を行う団体
(26) LLP(有限責任事業組合)
(27) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び第5項に規定するもの
(28) その他公序良俗等の観点から補助対象とすることが適当でないと認められる事業